

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

534

17/12/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリュネ1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail:office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org  https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 共同編集■田巻一彦、湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

不安定なトランプ大統領が核の発射権限!!

米議会が
異例の
公聴会:

軍人は違法な大統領命令を拒否する義務がある

米朝の緊張が軍事的衝突に発展する危険が消えない。一方で、米トランプ政権は大統領選挙のときから疑問視されてきた統治能力への不安に加えて、ロシア疑惑、女性問題などスキャンダルの火種で揺らいでいる。その大統領が世界最強の核戦力の使用権限を握っている現状について、米議会上院委員会が異例の公聴会を開催した。公聴会では軍人が「違法な大統領命令には従わない」と明言した。

上院外務委員会の公聴会

11月14日、米上院外務委員会はコーカー委員長(共和党、テネシー州選出)のもとで「核兵器使用命令の権限に関する公聴会」を開催した。同テーマについての議会公聴会は上院、下院を含めて1976年以来41年ぶりのことである。

コーカー委員長が冒頭発言で述べたように、共和党、民主党を問わず、また委員会メンバーであるか否かを問わず、多くの議員が大統領の開戦権限や核兵器使用権限について疑問を呈していた¹。その背景にはトランプ大統領の一貫性のない発言、行き詰まった内政から来る不安定さ、北朝鮮の核・ミサイル開発に関する言葉のエスカレーションがある。トランプ大統領は、北朝鮮に対して「見たこともない炎と怒りに直面する」(8月)、「完全に破壊」「チビのロケットマン」(9月)、「我々を見くびるな」(11月)と挑発を繰り返した。

公聴会では、ケーラー空軍大将(退役)(元米戦略軍司令官)、フィーバー博士(デューク大学政治学・公共政策教授)、マッケオン(元政策担当米国防副長官)の3人が、大統領に与えられている権限は何か、権限を行使する手続きはどうなっているか、などについて証言した。(ケーラー空軍大将の証言を3ページに抜粋)。

米大統領の核兵器使用の決断

マッケオン元国防副長官が証言で述べた通り²、米国憲法は第1条で議会が宣戦布告の権限を持ち(第8節11項)、第2条で大統領が軍隊の最高司令官である(第2節1項)と定めている。緊急の状況下において大統領判断で武力行使した場合においても、戦争権限法(1973年)によって60日以内の議会承認が必要とされる。しかし、実際には戦争権限法の合憲性については論争があり³、第2次世界大戦以来、米国は宣戦布告なしにすべての戦争を行ってきた。

したがって、現在において米大統領の核兵器

今号の内容

「警報即発射」態勢めぐり米議会で公聴会

<資料>退役空軍大将の陳述(抜粋訳)

<資料>ピースデポ、日本決議へ要請書 国連安保理、9回目の北朝鮮制裁決議

<資料>安保理決議2375(抜粋訳)

[連載] いま語る-76

大西英玄さん(首羽山清水寺執事補)

1月1日号は休みます。次号は1月15日号です。

使用権限を議論すべき文脈は、このような一般的な戦争権限の法律論ではないであろう。核兵器使用という、米国民のみならず世界全体に影響を及ぼし得る武器の使用権限が、最高司令官である大統領個人に委ねられていることの重大性こそが問われている。マッケノンも「法の要求とは全く別に、政治の問題として、大統領は米国民の直接の代表である議会に支持を求めたいに違いない」との趣旨を述べている⁴。

しばしば「大統領が核の発射ボタンを握っている」「核のボタンを押すスーツケースを大統領が携帯している」と言われる。しかし、実際には大統領が核兵器発射のボタンを押すわけではない。明示的な発射命令を下すだけである。

問題は、大統領が発射を決断するまでのプロセスや決断をした後のプロセスがどのようなものであり、どのように他者が介入できるかという問題であろう。

3人の証言者は、米国の核兵器発射の決断は軍事的な判断ではなく、大統領の政治的な判断であるという点で一致している。また決断を行う前に大統領は「国防長官や他の軍司令官を含む大統領の上級顧問たちと極秘の電話やビデオ会議を通じて、評価・再検討・協議」を行う⁵。この協議の過程で、軍司令官は選択する軍事行動の国際法を含む法的な側面に関する助言を必ず行うと、ケーラー元戦略軍司令官は証言した⁶。

米国においては、いかなる場合に核兵器を使用するかについての政策指針が定められている。現行の指針は、オバマ大統領の2010年「核態勢の見直し」(NPR)に基づいて、2013年「核使用指針」に定められている。トランプ大統領の指針はまだできておらず、米軍は現行指針によって行動する。マッケノンは証言でその内容を説明しているが、ここでは当時のピースデポの資料と解説に説明を委ねたい⁷。

問題は、核能力ミサイルを敵(たとえば北朝鮮)が発射した警報が鳴ったときの、米大統領の行動である。

警報即発射態勢

米国は核兵器の使用に関し、警報即発射態勢(Low=launch on warning)をとっている。これは、偵察衛星が米国に向けた敵の長距離ミサイル発射を検出し警報を出したとき、ミサイルが着弾する前に報復攻撃の核ミサイルを発射するという態勢である。敵の核爆発によって自国の核能力が敵に不能化される前に核報復を実行する能力と態勢を構築し、もって敵の先制攻撃を抑止するという抑止論に基づいている。冷戦時の遺物であるが、今日も続いている。現在も、米口ともに800発を超える核弾頭を警報即発射態勢に置いているとされる⁸。

ミニットマンミサイルの発射管制官を務めたブルース・ブレア氏によると、警報即発射態勢では、衛星信号の受信を起点に、ミサイル監視員が信号の真偽に関する予備的判断を下すのに3分、ミサイルの疑いが濃厚なときに戦略軍のトップが大統領と電話会議で反撃選択肢を説明するのに30秒、大統領が判断を下すのに数分、大統領命令のあと数分でミサイル発射、つまり計12分~30分で発射する態勢が保たれている⁹。ブレア氏も指摘するように、大統領がこの短時間の極限状態の中で慎重な検討を行うことは実際的に不可能であろう。裏返せば、警報即発射態勢は、トランプ大統領のような不安定な大統領に対しては、とりわけ危険極まりない態勢であると言える。証言者の一人であるフィーバー教授は、大統領が考える時間を少しでも長くするとともに、他の権限者が関与するシステムについて考察を巡らしている¹⁰。詳述する紙幅はないが、信頼性がより高まるシステムについて決め手はないと言わざるを得ない。

米軍人は違法命令に従わない

公聴会でもっとも注目したい点は、軍人が不安定な文民大統領に対して、きっぱりと原則を主張した点であろう。ケーラー大將は言う。

「軍人は、命令が合法的であり、かつ適切な指揮権に由来する場合には、命令に従うよう軍事司法統一法典(UCMJ)で義務付けられています。同様に、軍人は違法な命令、もしくは適切な指揮権に由来しない命令に異議を唱える(最終的には拒否する)義務があります。」

同じ明確な発言が、現役の戦略軍司令官からも発せられた。

11月18日、カナダ・ハリファクスでの国際安全保障フォーラムで現役のハイテン米戦略軍司令官はケーラー大將の発言に賛意を述べ、「もし人が違法な命令を実行したならば、監獄に行くことになる。監獄で一生を過ごすことになるだろう」と記者に語った¹¹。

軍人たちは、核兵器攻撃の大統領命令があっても、戦争法に反する命令であれば拒否すると明言したのである。これらの発言は、トランプ大統領の下における軍人たちの抱く不安感と職業的誇りを反映したものであろう。私たちにひとまずの安心感を与えてくれる。

もちろん、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道の結末をもたらす」ものであり、禁止されるべきであるという原則を再確認しておきたい。(梅林宏道、山口大輔) 

注

1 <https://www.foreign.senate.gov/press/chair/release/corker-statement-at-hearing-on-authority-to-order-the-use-of-nuclear-weapons>

- 2 <https://www.foreign.senate.gov/download/mckeon-testimony-11417&download=1>
- 3 例えば、廣瀬淳子「アメリカ戦争権限法の改革提案」、『外国の立法』239、国立国会図書館調査及び査査局。www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/239/023908.pdf
- 4 注2と同じ。
- 5 <https://www.foreign.senate.gov/download/kehler-testimony-11417&download=1>
- 6 注5と同じ。
- 7 本誌427-8号(2013年7月15日)
- 8 ハンス・クリステンセン「核兵器の警戒態勢」
https://fas.org/wp-content/uploads/2014/05/Brief2017_GWU_2s.pdf
- 9 本誌291号(07年11月1日)
- 10 <https://www.foreign.senate.gov/download/feaver-testimony-11417&download=1>
- 11 CBSニュース(2017年11月18日)
<https://www.cbsnews.com/news/u-s-strategic-command-gen-john-hyten-resist-illegal-nuke-order-from-trump/>

【資料】

ロバート・ケーラー空軍大将
(退役)の陳述

米上院外務委員会公聴会
2017年11月14日

(前略)

核兵器の指揮・統制

アメリカの核戦力は厳しい文民統制の下に運用されています。アメリカの大統領のみが核兵器の使用を許可できます。そして、大統領のこの権限と命令を行使する能力は要員、手続き、施設、装備、そして核兵器指揮・統制システム(NCCS)を構成する通信能力によって保証されています。NCSSは、最も困難を強いられるシナリオの中でも、敵がこれらの要素を成功裏に攻撃し、大統領や他の文民や軍人の相互の間、あるいは核戦力との間を「分断する」ことによって、私たちの抑止力を無力化することは望めないようにするために必要な弾力性、冗長性、そして残存性をもって設計されています。これらの特徴は抑止力を高め、危機時の安定に寄与しています。

NCSSの能力と手続きは許可を得た核兵器の使用を可能にするように設計されている一方で、許可を得ていない偶発的な、不注意な使用を防いでいます。米国の核兵器を使う作戦と活動は何層もの安全装置によって覆われています。多くの詳細は機密性が高い一方で、一般的な機密保持の方法は、人物の適格検査、監視、暗号、利用管理にまで及びます。核兵器に関する決定に寄与するセンサーと通信リンクはアクセスするためにとりわけ資格が必要になります。そしてテストと訓練がシステムと人両方のパフォーマンスを確認するために頻繁に行われます。2013年後半に私が退役する前、私たちは潜在的、そして実際のサイバー侵入のためにネットワークとシステムの評価も始めていました。

他の要素も許可されていない、不注意のそして事故による使用を防ぎます。「こんにちの核戦力の3本柱は冷戦時代と比べて、はるかに小さく、はるかに攻撃的ではない」*。長距離爆撃

機とその空中空輸機にもはや核兵器が搭載されていないだけでなく、その準備もされていない(核警戒態勢に戻す命令がない限り)、弾道ミサイルは公海に向けてあります。また、大きな驚きをもたらす核攻撃の可能性は未だに残るものの(必ず抑止されなければならない)、決定に使える時間はこんにちのグローバルな安全保障環境の中でより起こりうる他の多くの潜在的な核シナリオの中で以前より長くなっています。

先に述べたように、核兵器を使用する決定は大統領からの明示的な命令を要する政治的な決定です。その手続きは「大統領に国防長官と他の軍司令官たちを含む上級顧問と相談することを可能にする、極秘の電話やビデオ会議を通した評価・再検討・協議」*を含みます。一旦結論が下されたら、命令が準備され、「大統領の核統制の命令が受け取られ、適切に実施されることを確実にする手続き…機器、そして通信」*を使って、部隊に伝えられます。

戦争法はアメリカの核兵器の使用を左右します。核のオプションと命令は他の兵器とこの点において何も違いません。2010年度の「核態勢の見直し」の中ではっきりと述べられているアメリカの政策はアメリカの核の使用の考慮に関する重要な規定を定めました(つまり、極めて重要な国益を危うくする極端な状況)。2010年度の「核態勢の見直し」もまた「消極的安全保証」(つまり、アメリカは核不拡散条約に加盟し核不拡散義務を遵守しているいかなる非核保有国にも核兵器を使うことを検討しない)を再度述べました。しかも、軍事的必要性、(戦闘員と非戦闘員の)区別性、(軍事成果と犠牲の)均衡性の法的原則もまた核計画、作戦、そして決定に適用されます。法律顧問は、熟慮と危機に際しての行動プロセスの全ての段階で、戦力をどう使うかと戦力の使用の決定に司令官とともに深く関わっています。

核兵器を使う決定は全か無の決定ではありません。長年にわたり、歴代大統領は柔軟性をもたらし、抑止が失

敗した場合にエスカレーションをより抑制できるような幅のある選択肢を用意するよう軍隊に命令してきました。選択肢は範囲や期間が明確に定義され、大統領は必要な時に核作戦(訳注: 選択肢の意か)を停止することができる権限を保持しています。

軍人は、命令が合法で、かつ適切な指揮権に由来する場合には、命令に従うよう軍事司法統一法典(UCMJ)で義務付けられています。同様に、軍人は違法な命令、もしくは適切な指揮権に由来しない命令に異議を唱え(最終的には拒否する)義務があります。米国戦略軍の司令官として、私は決定の形成過程において、核作戦部隊の兵士たちになり替わって、さまざまな懸念や潜在的な法的問題を取り上げ、対処するために、国防総省、統合参謀本部議長、そして他の上級軍人と文民のリーダーたちと責任を共有しました。軍事上の助言をする前に、もしあれば、困難であっても疑問を呈するのが私たちの職責でした。核を扱う要員たちは、標的選択から使用命令に至るまで、最も高い法的基準が大統領によって命じられていることに完全な確信を持たなければなりません。

結論

議長、あなたと委員会がこれらの事項に関心を持っていることを称賛します。しかし、核指揮・統制へのいかなる潜在的な変化が持っているかもしれない抑止と拡大抑止への潜在的な影響を慎重に考慮することを議会に強調したいと思います。矛盾するシグナルは危機に際しての作戦部隊の自信の喪失、混乱、麻痺をもたらしかねません。何年前に私たちが見た規律とパフォーマンスの失墜は核抑止任務の重要性とその支援に関する矛盾するシグナルに原因がありました。

(後略)

(訳: ピースデポ)

訳注 ※には原文では出典が注記されているが、省略した。

(原文)

[foreign.senate.gov/download/kehler-testimony-11417&download=1](https://www.foreign.senate.gov/download/kehler-testimony-11417&download=1)

ピースデポ、日本決議に関する要請書を外務省へ提出

11月22日、湯浅一郎ピースデポ副代表、梅林宏道同特別顧問が外務省を訪れ、軍縮不拡散・科学部の川崎方啓審議官と面談し、河野外務大臣宛ての「第72回国連総会における日本決議に関わる要請書」を手渡した。今年の日本決議案は、重要なNPT合意事項をいくつもの点において恣意的に歪めている点を指摘し、日本政府が、核兵器禁止条約成立後の「橋を架ける役割」を果たすためにも、それらを修正すべきことを求めた。

2017年11月22日

外務大臣 河野太郎様

第72回国連総会における日本決議に関わる要請書

NPO 法人ピースデポ

10月27日、第72回国連総会第1委員会にて日本がリードする核軍縮決議案L.35「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意のもとでの結束した行動」(以下、日本決議案)が採択されました。ピースデポは発足以来ずっと毎年日本決議に関心をもって参りました。とりわけ、今年決議案には特別の関心を払って参りました。人道イニシャチブによる核兵器禁止条約(TPNW)が7月7日に締結され、9月20日に署名解放された後に提出される初めての決議案という重要な節目の決議案となるからです。

その観点から、日本決議に関して2つの側面から日本政府に要請を致します(1)TPNW成立後の「橋を架ける役割」について、(2)NPT再検討過程を通じた核軍縮の促進について、の2つの側面です。

(I)核兵器禁止条約(TPNW)成立後の「橋を架ける役割」

TPNWに関する交渉が始まろうとしていた時期、ピースデポは、交渉の開始を支持し推進する立場に立つと同時に、その交渉において核兵器保有国や日本のような拡大核抑止力依存国が関与し続けることの重要性を考え、知恵を絞りました。そして包括的な枠組みの中において選択的にTPNWを発効させる方法について私たちの案を提案しました。その趣旨で、2016年9月30日、そして2017年2月20日に岸田外務大臣宛ての要請を行ってきたところです。

その意味では、TPNWが、それを推進する国と反対する国との間に存在する意見のギャップを深める可能性について、日本政府の危惧を私たちも共有し、その危惧を克服するための方策を事前に提案したのです。

結果的には、実現したTPNWはシンプルな禁止条約となりました。それでも、禁止条約は「核兵器のない世界」を

実現する一つの画期となる達成であると私たちは考えます。

いま日本政府に必要なことは、合意されたTPNWの成立を既成事実として受け入れ、その現実の上に日本の核軍縮政策を組み立てることではないでしょうか。

日本政府は核兵器廃絶へのアプローチがTPNWを推進するアプローチとは異なると主張し、TPNWは有害であると述べてきたことを私たちも知っています。しかし同時に、日本政府は唯一の戦争被爆国として、**アプローチの異なる国々の間に「橋を架ける役割」を果たすという方針**を持っています。私たちも日本政府がこの役割を果たし続けるべきであると考えます。

そのためには、日本政府はTPNWへの批判を堅持するとしても、これに賛同し推進する国々の立場にも理解を示すべきです。

米国の拡大核抑止力を求め、依存する政策を転換しない限り、日本はTPNWに参加することはできません。TPNWは、保有や使用などの禁止行為を他者に「仕向ける」(induce)ことも禁止している(第1条(e)項)からです。したがって日本政府は現状では参加できないことを正面から説明し、核兵器廃絶への日本自身の努力を説明しつつ、条約に賛同する国々の立場をも尊重すべきです。

相手を否定しながら「橋を架ける」ことはできません。

残念ながら、今回の日本決議は、TPNWに一言も言及せずに無視する構成になっています。無視することによってTPNWを表だって否定する文句はありませんが、歴史に背を向けた異様な印象を与えます。日本政府がこのまあいづまでもTPNWを無視する姿勢を取り続けることは不可能ではないでしょうか。

ここにおいて、私たちは次のことを

要請します。

(1)TPNWが現在の日本の政策と相容れなくても、日本決議は少なくともその大局的な価値を理解する姿勢に立つことを要請します。そのうえで日本政府のいう安全保障の観点を含む核軍縮の道を具体的に提案すべきです。

(2)条件が整えば日本がTPNWへの参加の用意があるとの意思表示を、日本決議に関連する弁論の中で行うことを要請します。日本決議の背景にある日本自身の核兵器廃絶への強い決意を示すためです。これによって日本が担おうとする「橋を架ける役割」に重みが加わります。

私たちは、TPNW参加の条件を整える具体的な努力として、日本は北東アジア非核兵器地帯の設立を目指し、米国の拡大核抑止力に依存しない安全保障政策を検討すべきであると考えますが、今はこのことに深入りは致しません。

(II)NPT再検討過程を通じた核軍縮の促進

日本政府は、NPT再検討過程を中心にした「核兵器のない世界」達成への道筋を主張してきました。1995年のNPTの無期限延長の決定と、それに付随する諸決定が合意されて以来、核兵器国を含む多くの国が、同様な道筋を描いてきました。

TPNWの推進国も、TPNWの成立がそのような道筋における一里塚と位置付けていることは注目すべきことです。

その意味で、日本決議案もまた、NPT再検討過程において達成された成果を基礎に、今後の核軍縮過程を構想するのは当然のことと考えます。

ところが、今回の日本決議案は、全会一致で採択されたNPT合意事項を、異なる文脈に置いたり、条件づけたり

して、恣意的に歪めている点が際立っています。私たちはこの傾向に強い危惧を抱いています。以下に4つの具体例を指摘します。

1) 核兵器使用の「いかなる」問題

すでに諸報道でも指摘されていますが、今年の日本決議案は、前文第19節や主文第8節において

「核兵器の使用による人道上の結末」を指摘する際に、「いかなる核兵器の使用による人道上の結末にも深い懸念を表す」というNPT合意の文言(2010年行動勧告文書)から「いかなる」を削除しました。昨年日本決議案には同文脈で「いかなる」と表現されていました。「いかなる」を削除することによって「人道上の問題を起こさない核兵器の使用がありうる」という主張が合意されます。これは決して無視できない後退です。

2) 核兵器国の「核兵器廃絶への明確な約束」の問題

2000年合意で勝ち取られた「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」という文言は、国際世論を背景に新アジェンダ連合がリードして核兵器国も巻き込んで採択され、それ以後定着したNPT過程における重要な到達点です。にもかかわらず、今回の日本決議案は「核兵器国による明確な約束」という文言を「なぞり」つつ、約束の内容を「NPTの完全実施」という薄められた内容に変えています。核兵器国に対して核兵器廃絶の約束の達成を求める立場を大きく後退させました。米国トランプ政権に気を遣った結果と言われかねない変化です。

3) CTBT発効への要求の後退

CTBTの発効促進は日本政府が積極的に取り組んできたテーマです。にもかかわらず、今年の日本決議案では主文第19節と第21節において、CTBT問題においてすら内容が後退しました。

NPT合意の2010年行動勧告においては、核兵器国が率先して批准することが発効に効果的であると述べるなど、発効に必要な国の中でも核兵器国に特別の責任があることを強調しています(行動10)。NPT加盟国である米国と中国に暗に批准を要求しているのです。そして、昨年日本決議案では、主文第19節で発効に必要なCTBT第2議定書にリストアップされた8か国全てにCTBT加盟を促しました。ところが、今年の決議案では、そのうち北朝鮮に対してのみ名指しの要求をして、それ以外の7か国にCTBT加盟を促すことを止めてしまいました。今年の決議

案が北朝鮮に特別の強調点を置くのは理解できますが、同じように他の7か国、とりわけ核兵器国への要求も変わらずに必要です。

この後退が、核戦力強化を追求するトランプ政権との関係で生じているのではないかと私たちは懸念します。かつて、ブッシュ大統領がCTBTを悪法と公然と否定したときには、日本政府はCTBT促進の日本決議の内容を変更せず、米国が8年間日本決議に反対票を投じ続けたことがあります。それだけに、トランプ政権と強く結びついた日本の後退が懸念されます。

4) NPT合意の行動勧告を条件付きの課題に薄める

今年の日本決議案においては、NPT合意文書の行動勧告の内容を、同じ文言を使いながら新しい条件を付すような文脈に置くという、紛らわしい操作が行われています。このやり方は、日本の意図について疑念を生むものであり慎むべき手法であると、私たちは考えます。

決議案の主文第10節は、2010年合意の行動勧告「行動3」が核兵器国に対して「一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うよう」要求した文言をそのまま踏襲しています。また、主文第13節は、同行動勧告の「行動5c」が、「軍事及び安全保障上の概念、ドクトリンにおける核兵器の役割と重要性をいっそう低減する」よう求めていた同じ文言を、核兵器国のみならず全ての国に求めたものです。

ところが、主文第10節も主文第13節も、その前提として「これらが実行可能になるように、すべての国が国際的緊張を緩和し、国家間の信頼を強化し、条件(環境)を作り出す」ことを要求しています。これでは、一見正論を述べながら、NPT加盟国が核軍縮を進めるための具体的要求として困難の末に合意した行動勧告を、漠然とした国際環境の改善という核兵器国にとって都合な条件の下における要求に薄めてしまう結果になっています。

枚挙致しませんが、同様な換骨奪胎によって合意が歪められてしまう懸念がほかにも指摘できます。これでは日本の姿勢そのものへの不信が生まれることを懸念せざるを得ません。

今回の日本決議に対する国連総会第1委員会における投票結果は、賛成144、反対4、棄権27でした。率直に言って、私たちは賛成国の数が、予想よりも多いのに驚いているところで

す。しかし、賛成票を投じたスイスとスウェーデンの投票理由の説明演説は、私たちが指摘したのと同じ懸念をこれらの国々が抱いていることを示しています。日本決議案への賛成投票は、強い核兵器廃絶への願いをもつ日本の世論が、日本政府に軌道修正を求めることへの期待が込められていると解釈すべきではないでしょうか。この現状を踏まえて、私たちは次の点を要請します。

(3) これまでのNPT再検討会議で合意した文言は、合意された文脈で使われるべきです。NPT再検討過程において、「核兵器国が保有核兵器の完全廃棄を達成すると明確に約束した」事実を、改めて明確に表現できるように決議案の文言を修正するよう要請します。NPT加盟国すべてがすでに同意した文言であり、最終投票までに修正は可能であると考えます。この修正努力は、被爆国日本の信頼を保つために大きな意味を持ちます。

(4) 現在の日本決議案にはTPNWに当人は参加しなくても、それとは独立に実質的な核軍縮の前進を勝ち取る主張する、日本の意気込みを示すような内容が盛り込まれていません。2020年再検討会議に向かう来年の第2回準備委員会、あるいは別の総会決議案(L45)によって2018年5月に開催される「核軍縮に関する国連ハイレベル国際会議」に対する「核軍縮分野における達成目標」を具体的に記述するよう要請します。

(5) そのような具体策の一つとして、新START以後の米口の戦略兵器削減条約の交渉が始まることが極めて重要です。今回の日本決議案にも主文第9節において、そのことが一般的に述べられています。私たちは、これをさらに具体化して、米口間の意見調整を図るハイレベルの有識者による国際調整委員会の設置など国連レベルでの努力を提案することを求めます。

以上5項目の要請項目は、今回の日本決議案の文言そのものに反映できなくても、総会決議の最終的な投票に至る過程における日本政府の発言の機会を活かして、将来につながるができるはずで、戦争被爆国の世論を代表する日本政府が、私たちの提案を真剣に検討し、「核兵器のない世界」の一日も早い実現のために、真の意味で「橋を架ける役割」を果たされんことを重ねて要請いたします。

以上

9回目の北朝鮮制裁決議

米国は、平和的解決をめざさねばならない

17年9月11日、国連安保理は朝鮮民主主義人民共和国(DPRK、以下、北朝鮮)が同年9月2日に行った6回目の核実験に対する非難・制裁決議(2375)を全会一致で採択した。

北朝鮮への輸出入の制限を強化

決議の抜粋訳を7～8ページの資料に示す。決議は前文で、DPRKの核・ミサイル関連活動により「国際の平和と安全に対する明確な脅威が引き続き存在している」とした上で、同決議が国連憲章第7章(平和への脅威)第41条(兵力の使用を伴わない措置)に基づくことを明記する。北朝鮮の核実験への最初の非難決議1718(06年10月14日採択)以来、安保理の対北朝鮮決議はすべて第41条に基づいている。本決議は、主文第1節で「9月2日の核実験を最も強い言葉で非難」し、第3節から第23節で制裁内容を規定している。今回、新たに加わった主なものは以下である。

- ◆加盟国は、液化天然ガスや天然ガスの副産物である軽質原油コンデンサートの全面輸出を禁止(第13節)。
- ◆加盟国は、石油精製品の輸出货量として年間200万バレルに上限を設定(第14節)。
- ◆北朝鮮への原油供給の年間上限は過去12カ月の総量とし、現状を維持(第15節)。
- ◆北朝鮮の主要輸出品である繊維製品は契約済みなどを除き輸出禁止(第16節)。
- ◆海外での北朝鮮の出稼ぎ労働者の受け入れは安保理制裁委員会が認めた場合以外は禁止し、雇用契約が切れた後の更新も禁止(第15節)。
- ◆公海上で決議違反の物資を運んでいる疑いがある船舶への臨検を加盟国に要請(第7節)。

米国は当初、「可能な限り強力な制裁決議を目指す」とし、初めて原油の全面禁輸を盛り込もうとした。ところがロシアと中国がこれに強く反対したため、米国は全会一致を優先し、全面禁輸は見送った。それでも、石油精製品の輸出制限や、液化天然ガス等の禁輸が加わった。更に北朝鮮輸出総額の第2位を占める繊維製品輸出の禁止が加わった。既に安保理決議2270により北朝鮮産の石炭、鉄、金・チタン鉱石の輸出が禁止¹されている上に繊維製品禁輸が加わったのであ

る。

「平和的に事態を解決する約束をする」主文第29節

本決議に対し、北朝鮮は直ちに米国を強く非難する声明を発し²、「今後の北朝鮮による措置は、歴史の中で最大の痛みと苦しみを米国にもたらす」とした。北朝鮮は、9月15日、弾道ミサイル「火星12号」を発射し、11月29日には新型ICBM「火星15号」の発射実験を行った³。経済的には厳しい制裁決議が次々と出されるにも拘わらず、北朝鮮が核・ミサイル開発を抑制する姿勢は一向に見られない。

こうした中で、トランプ大統領は、17年9月の国連総会での演説で、「米国と米国の同盟国を守らなければならないときは、北朝鮮を完全に破壊する選択肢しかない」と発言したように、全ての選択肢がテーブルにあると息巻き、武力行使による対応もありうるとの立場を公言している。そして安倍首相は、このトランプ大統領の姿勢を全面的に支持するとしている。しかし、本決議の主文第29節は、「朝鮮半島と北東アジア全体で平和と安定を維持することの重要性を繰り返し表明し、平和的、外交的そして政治的に事態を解決することを約束する」としており、武力行使はしないことを誓約しているのである。これに照らせば、トランプ大統領や安倍首相の発言や姿勢は、明らかに主文29節に違反していると言わざるを得ない。その意味で、本決議は、米国が軍事的な行動に踏み出すことを抑制する機能を果たしている。

更に主文28節では、「6か国協議への支持を再確認し、その再開を求め」、「6か国協議の目的は平和的方法による朝鮮半島の検証可能な非核化である」としており、「平和的、外交的な事態の解決」の手段として6か国協議があることを示唆している。この際、国際社会は、本決議第28節に従って、6か国協議の再開に向け舵を切るべきである。(湯浅一郎) 

注

- 1 本誌第492号(2016年3月15日)。
- 2 「朝鮮中央通信(KCNA)」2017年9月11日。英語版サイトから日付で検索。www.kcna.co.jp/index-e.htm
- 3 「朝鮮中央通信(KCNA)」2017年11月30日。

【資料】

国連安保理決議2375 (2017)
2017年9月11日、
第8042回会合にて採択

安全保障理事会は、

(略)朝鮮民主主義人民共和国 (以下、DPRK) が、2017年9月2日に決議1718(2006年)、1874(2009年)、2087(2013年)、2094(2013年)、2270(2016年)、2321(2016年)、2356(2017年)及び2371(2017年)に違反して実施した核実験、核不拡散条約(NPT)と核不拡散の国際レジームを強化しようとする国際的な努力への挑戦、そして地域内ならびに地域を超えて平和と安全に対してDPRKが示す脅威に深刻な懸念を表明し、

DPRKが、国際社会の安全保障と人道上の懸念に応えることの重要性を再び強調し、DPRKが欲求が満たされていないDPRK国民から乏しい資源を核兵器と弾道ミサイル開発に振り向け続けていることに深刻な懸念を表明し、

DPRKの進行中の核兵器と弾道ミサイルに関連する活動が地域内ならびに地域を超えて不安定を作っていることに深刻な懸念を表明し、国際の平和と安全に対する明確な脅威が引き続き存在していると決し、

朝鮮半島での弾道ミサイル開発、核開発が危険で、地域の安全保障に悪影響を持ちうるとして重大な懸念を強調し、

国連憲章に従って、全ての国の主権、領土保全、そして政治的独立への責任を強調し、国連憲章の目的と原則を想起し、

事態の平和的、外交的解決への望みを再び表明し、安保理国ならびに他の加盟国の対話を通じた平和的、包括的な解決を促進する努力を歓迎することを繰り返し表明し、

国際の平和と安全を維持し、北東アジア全体の永続的な安定を維持すること、平和的、外交的、そして政治的手段を通じた事態の解決の必要性を強調し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、第41条の下で措置をとり、以下を決議する。

1. 安保理決議への違反と目に余る軽視である2017年9月2日のDPRKの核実験を最も強い言葉で非難する。
2. DPRKがこれ以上弾道ミサイル技術を用いた発射、核実験、もしくはその他のいかなる挑発も行わないこと、弾道ミサイル計画に関連するあらゆる

活動を即座に停止すること、そしてこの文脈において、全てのミサイル発射を再停止すること、即座に全ての核兵器と現存する核計画を完全に検証可能、かつ不可逆的な方法で廃棄すること、そして全ての関連する活動を即座に止めること、全てのその他の進行する大量破壊兵器と弾道ミサイル計画を完全に検証可能、かつ不可逆的な方法で廃棄すると決定を再確認する。

3. 決議1718(2006)第8節(d)に明示された諸措置は、本決議付属文書 I 及び II に列挙された個人及び組織、それら個人もしくは組織に代わって、またはそれら個人もしくは組織の指示のもとに活動する個人もしくは組織、並びに、それら個人もしくは組織が不正な方法を含めて所有もしくは管理する組織にも適用されることを決定する。

更に決議1718(2006)第8節(e)に明示された諸措置は、本決議付属文書 I に列挙された個人、及び個人に代わって、またはその指示のもとに活動する個人にも適用されることを決定する。

4. 追加の大量破壊兵器関連の両用の物品、材料、装置、物資、そして技術の指定によって、決議1718(2006)第8節によって課せられる措置を適用することを決定する。この趣旨でこの任務に着手することを委員会に指示し、この決議が採択されてから15日以内に安保理に報告することを指示する。さらに、委員会が行動しない場合、安保理がこの報告を受けてから7日以内に措置を適用するための行動を完遂することを決定する。そして12ヶ月ごとに本リストを定期的に更新するよう指示する。

5. 関連する追加の通常兵器の物品、材料、装置、物資、そして技術の指定を通して決議1718(2006)第8節(a)、同(b)、9節(c)によって課せられた措置を適用することを決める。この趣旨でこの任務に着手すること、この決議が採択されてから15日以内に安保理に報告することを指示する。さらに委員会が行動しない場合、安保理がこの報告を受けてから7日以内に措置を適用するための行動を完了することを決める。そして12ヶ月ごとに本リストを定期的に更新することを指示する。

6. DPRKから禁止された品目を輸送する船舶に関する決議2371(2016)第6節によって課せられた措置を適用することを決定する。これらの船舶を指定することを委員会に指示す

る。そして本決議が採択されてから15日以内に安保理に報告することを指示する。(後略)。

7. 全ての加盟国に対し、貨物の中に、決議1718(2006)、1874(2009)、2087(2013)、2094(2013)、2270(2016)、2321(2016)、2356(2017)、2371(2017)及び本決議により禁止されている品目の供給、販売、譲渡又は輸出を含むと信ずる合理的な根拠を示す情報を有している場合は、これらの規定の厳格な実施を確保するために、旗国の同意を得て船舶を公海で検査するよう要請する。

8~12. (略)

13. 全ての加盟国が、自国領から、自国民によって、または自国に籍を置く船舶もしくは航空機を用いて、そして原産地が自国であるか否かを問わず、全てのコンデンセート(非精製超硬質油)、液化天然ガスをDPRKに直接的、間接的に供給、販売もしくは移転することを禁止することを決し、そしてDPRKがそれらの材料を調達しないことを決定する。

14. 全ての加盟国が、自国領から、自国民によって、または自国に籍を置く船舶もしくは航空機を用いて、そして原産地が自国であるか否かを問わず全ての石油精製品をDPRKに直接的、間接的に供給、販売もしくは移転することを禁止することを決し、DPRKがそれらの材料を調達しないことを決定する、ただし本条項は、DPRKもしくはDPRKへの直接的、間接的な供給、販売、もしくは移送による、自国領から、自国民によって、または自国に籍を置く船舶もしくは航空機を用いて、そして原産地が自国であるか否かを問わず2017年10月1日から2017年12月31日までの最初の三ヶ月間の総計で50万バレルまでの精製された石油製品、2018年1月1日からそのあと毎年、一年につき総計200万バレルまでの石油精製品の調達に関しては適用されないことを決定する。なお本条項は下記の場合は適用されない。(a) 加盟国が、委員会に13日おきに取引に関わる全ての関係者についての全ての情報に加え、DPRKへのこれらの石油精製品の供給、販売、もしくは移転の総量を知らせるなら。(b) 石油精製品の供給、販売、もしくは移転が、指定された個人と組織、それら個人もしくは組織に代わって、またはそれら個人もしくは組織の指示のもと活動する個人もしくは組織、ならびに、それら個人もしくは組織が不正な方法を含めて

所有もしくは管理する組織が、直接的、間接的に制裁逃れを助けている個人や組織も含む決議1718(2006年)、1874(2009年)、2087(2013年)、2094(2013年)、2270(2016年)、2321(2016年)、2356(2017年)、2371(2017年)もしくは本決議によって禁止されるDPRKの核もしくは弾道ミサイル計画もしくは、他の活動と関わりを持たない個人や組織と関わるならば。(c) 供給、販売、もしくは石油精製品がDPRKの国民の生活目的のために、DPRKの核と弾道ミサイル計画と決議第1718(2006年)、1874(2009年)、2087(2013年)、2094(2013年)、2270(2016年)、2321(2016年)、2356(2017年)、2371(2017年)もしくは本決議によって禁止されたその他の活動のために収入を得る場合。(後略)。

15. 全ての加盟国は、委員会が事前に例外的事案として、原油の輸送がDPRKの国民の生活目的で、DPRKの核と弾道ミサイル計画もしくは決議1718(2006年)、1874(2009年)、2087(2013年)、2094(2013年)、2270(2016年)、2321(2016年)、2356(2017年)及び2371(2017)によって禁止されている活動と関連がないものとして検証し、承認しない限り、DPRKに決議が採択される前の12ヶ月間に供給、販売、もしくは移送した量を超える量の原油を本決議の採択された日から12ヶ月間供給、販売、もしくは移送しないことを決定する。
16. 委員会が事前に例外的事案として検証し、承認しない限り、DPRKが直接的、間接的に自国の領土からもしくは加盟国国民もしくは加盟国の船舶ないし航空機によって、繊維製品(織物、一部、もしくは完成したアパレル製品も限定されないが含まれる)の供給、販売、もしくは移送をしないことと、全ての国は原産地がDPRKであるか否かを問わず、DPRK国民によって作られた、もしくはDPRKの船舶ないし航空機が使われたDPRKのこのような物品調達を禁止することを決定する。そしてさらにこの決議の採択前に契約されたこのような繊維製品(織物、一部、もしくは完成したアパレル製品も限定されないが含まれる)の販売、供給に関して、これらの輸入品についての詳細を含む、本決議が採択された日から135日までに委員会に提供される通知とともに、本決議が採択された日から90日間まで全ての

国は自国の領土に輸入されるための発送を許可できることを決定する。

17. 委員会が事前に例外的事案として、加盟国の管轄権でのDPRK国民の雇用が人道支援、非核化、もしくはその他の決議1718(2006年)、1874(2009年)、2087(2013年)、2094(2013年)、2270(2016年)、2321(2016年)、2356(2017年)、2371(2017年)と本決議と矛盾しない目的の実施のために必要と判断しない限り、全ての加盟国は自国領に受け入れることと関連して、自国の管轄権で働く許可をDPRK国民に与えないことを決定する、ただし本規定は本決議の採択前に契約された労働許可には適用されない;

18. ~23. (略)。

24. DPRKの人々が直面している大きな苦痛に深い懸念を繰り返し表明し、DPRKが、DPRKの国民の欲求が満たされない中、福祉よりも核兵器と弾道ミサイルを追求し続けることを非難する。そしてDPRKが福祉とその国民の本来備わった尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調する。

25. DPRKがその乏しい資源を核開発とたくさんの高価な弾道ミサイル計画に大きく振り向けていることを残念に思う。国連事務局の、非常にたくさんの妊娠している、乳幼児を抱える女性、栄養失調の危険のある5歳以下の子供、4分1の慢性的に栄養失調に苦しむ国民を含む、優にDPRKの半分以上の国民が食料品と医薬品の大きな不足に苦しんでいるという結論を述べる。そしてこの文脈において、DPRKの人々が直面している苦難に深い懸念を表明する。

26. 決議1718(2006年)、1874(2009年)、2087(2013年)、2094(2013年)、2270(2016年)、2321(2016年)、2356(2017年)、そして2371(2017年)そして本決議によって課される措置がDPRKの国民に人道的に逆効果の結果をもたらすことと、決議1718(2006)、1874(2009年)、2087(2013年)、2094(2013年)、2270(2016年)、2321(2016年)、2356(2017年)、2371(2017年)、そして本決議によって禁止されていない経済活動と協力、食糧援助、人道援助、そして国際的なNGOが行なっているDPRK国民のための人道援助と救援活動を含む活動に否定的な影響を与える、もしくは制限することを意図しないことを再確認

する。(後略)。

27. 外交関係に関するウィーン条約に従って、DPRKの中での外交使節団の活動に偏見を持つことなく、全ての加盟国が決議1718(2006)の第8節(a)(iii)と同(d)の条項を遵守すべきである。

28. 6か国協議への支持を再確認し、その再開を求め、2005年9月19日に中国、DPRK、日本、韓国、ロシア連邦、及び米国によって発出された共同声明に記された、6か国協議の目的は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、米国とDPRKが相互の主権を尊重し、平和的に共存すると約束したこと、そして6か国協議が経済協力の促進を約束したこと、及び他の関連する誓約を含む、諸誓約への支持を繰り返し表明する。

29. 朝鮮半島と北東アジア全体で平和と安定を維持することの重要性を繰り返し表明し、平和的、外交的そして政治的に事態を解決することを約束する。委員会メンバー並びに他の国々の対話による平和的、包括的な解決に向けた努力を歓迎する。そして朝鮮半島とそれを越えた地域の緊張を減らすための取り組みの重要性を強調する。

30. 包括的な解決のための見通しを高めるため、緊張を減らすさらなる取り組みを主張する。

31. 完全で、検証可能で、平和的方法による朝鮮半島の不可逆的な非核化の目的達成の要請を強調する。

32. DPRKの行動を継続的に見直すことを保持しつつ、DPRKの遵守の観点から措置を強化、修正、一時停止、あるいは解除する準備をすることを確認する。そしてこの観点から、DPRKがさらなる核実験やミサイル発射をした場合、さらなる重大な措置を取る決意を表明する。

付属文書I 渡航禁止・資産凍結(個人) (略)

付属文書II 資産凍結(組織) (略)

(訳: ピースデポ)

出典:
<https://www.un.org/press/en/2017/sc12983.doc.htm>

思いやりの先に ある平和の心



大西英玄さん

音羽山清水寺執事補。世界宗教者平和会議（WCRP）日本委員会核兵器禁止条約タスクフォース。

WCRP創設に大きなご尽力をされた立正佼成会の庭野開祖と、清水寺中興の祖である先々代住職は長年ご縁が深くありました。そのご法光を継承し、当山もWCRP日本委員会に代々参加させていただいています。

当山は、信仰の入り口として多数の人の善意をお預かりしているという立場から、我々は社会に再度お返しする責務があると考えております。微力ながら多岐に亘る社会貢献活動に勤めている中で、世界90か国以上にネットワークがあるWCRP日本委員会とつながるご縁をいただいたことは大変光栄に思います。

私は同会で4年前から核兵器禁止条約タスクフォースメンバーにお導き頂き、核兵器諸問題への意識が高まりました。平素の法務においては、具体的、直接的に核兵器をなくすために訴えかけるといふよりむしろ、仏教的な観点で思いを伝えています。仏教的には人を傷つけてはならないことが大前提です。更には周りへの誠の思いやりなど、いずれも真新しい事ではありませんが、忙しい日常の中で忘れがちになったり、意識すらしていない、しかし本当に大切な事を共有するのが自身の役目と認識しています。

そしてWCRPの一員として集まったときには、先に説明致しました日常の参拝者、信者に対するとは別の役割として、社会に向けて宗派を超えた宗教者組織として様々な社会活動と連携し、核兵器廃絶に向けた提言を発信しています。例えば清水寺にて諸宗教の先生方と、被爆者の方々と共に国際署名活動に取り組んだこともあります。その他に核廃絶に向けた国会議員の連盟であるPNND日本との連携を模索したり、教育機関、NPOやNGOと連携したシンポジウムや学習会に協働者として参加したりしています。

今後求められる姿勢については以下のように考えています。人を傷つけてはいけない、周りを思いやるという心が、核兵器廃絶を考える事に通じています。そのつながりを示すため、宗教者

と、NPO/NGOの活動者とがもっと連携する必要があります。つまりは宗教者が入口を提供し、その先に核廃絶に取り組むNPO/NGOのみなさんの発信に触れる機会が更に増える事を期待します。発信力を高めるという点では社会的に有名な方々との結び付きも大切かと思えます。

清水ではアフリカのコンゴ・カンボジア・シリアなどの難民や内戦の問題、女性差別問題などに取り組むNPO/NGOと、それらの活動に賛同するバレエ団、京都の高校との協働で1年に1回、それぞれの立場でこれらの問題について一緒に考えよう、という啓発活動を行っています。バレエ団によると、バレエを通して思いやりの気持ちを伝えるとのこと。NPO/NGO団体は彼らの具体的な活動を報告、学生たちは彼らなりの表現で、校内外にて学んだことを発信しています。必ずしも専門性が高い内容にはなっていないかもしれませんが、少なくとも社会に対して思いを持って取り組んでいる生徒が存在していることは宝です。彼らの中からその時の学びを将来に生かして、貢献する人が出てくるかもしれません。早く結果を求める取り組みと、長い時間の先に結果を生み出す取り組み両面の活動が必要かと思えます。

夢とか希望という枠ではなくても、目の前の縁を丁寧に努めていく事の積み重ねこそが、然るべき導きを預かる最善手であると、これまでの法務を通して実感しております。私自身こうして核兵器の問題に導きを頂き、当初は分を越えた縁かとも感じていましたが、今では何らかの貢献をしていくべき役目があるのかと自然に思うように変わってきました。

よく「世間は狭い」などと表現されますが、実は誠の尽力がなされているところ、光を放つがごとく活躍しているところには結果的に善縁が集まり、それが故に「狭い」と感じる一面があると思うのです。核兵器の問題への取り組みや、誠の尽力が重なりによって、そこに時差があるかもしれませんが、おのずとそのため活動する人や思いがより集まってくると信じています。特別なことではなく、当たり前的事として、この問題に当事者として皆の意識が集まり、より多くの方と共に取り組んでいきたいと思えます。核廃絶まで、一足飛びには行かないことはよくわかっているからこそ、人とのつながりの中で広げていきたいのです。（聞き手：池田佳代、まとめ：山口大輔）

おおにし えいげん

現在清水寺にて執事補として山内外の法務を勤める。日々のお仏事と共に、大衆庶民信仰の入口を構築、観光客と信者の橋渡しをテーマに、今と未来の護持発展の種まきに努める。

日誌

2017.11.21~12.5

作成:有銘佑理、山口大輔

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)/
ICAN=核兵器廃絶国際キャンペーン/ICBM=
大陸間弾道ミサイル/MDA=ミサイル防衛
局/THAAD=高高度防衛ミサイル

11月20日
発売

イアブック「核軍縮・平和2015-17」 —市民と自治体のために

監修:梅林宏道/編著:NPO法人ピースデポ

A5判 360頁/発行:緑風出版

会員価格1700円
一般価格2000円
(ともに+送料)

特集:核兵器禁止条約の交渉へ

【特別記事】暗い時代を超える知と力を求めて
遠藤誠治

- 11月22日 沖ノ鳥島付近の公海上で米空母ロナルド・レーガン艦載のC2輸送機が墜落し、8名を救助したが3人が不明。
- 11月23日付 政府が朝鮮半島有事に備え韓国内にいる邦人退避計画を策定する方針を決めたと政府関係者が明らかに。
- 11月27日 外務省、広島で核保有国、非核保有国16名の有識者による核軍縮に関する賢人会議を開催。28日まで。
- 11月29日 DPRK、西部から弾道ミサイル1発を発射。韓国軍は最高高度約4,500キロ、飛行距離約9,600キロと発表。
- 11月29日 国連安保理、同日のDPRKミサイル発射を受け緊急会合。米大使は全加盟国にDPRKとの断交を要求。ロ大使は翌月の米韓軍事演習の停止を求める。
- 12月1日 政府、18年に米空軍が実施する宇宙安全保障机上演習に自衛隊を参加させる方針を決める。
- 12月1日 DPRKを訪問したロシアの議員団は米国がDPRKを核大国と認めるなら対話する用意があるとDPRK指導部が表明したと明かす。
- 12月3日付 米高官、29日のDPRK弾道ミサイルは大気圏再突入時に破壊されたことCNNに明かす。
- 12月3日 参院はDPRKによるICBM発射に抗議し、DPRKに挑発行動を自制し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう求める決議を全会一致で採択。5日に衆院も同趣旨の決議。
- 12月3日 共同通信のアンケートで国が7月に公表した核のごみ最終処分場候補地選定のための科学的特性マップを評価すると回答したのは10県にとどまる。
- 12月4日付 米MDA、西海岸にTHAADを含むミサイル迎撃システムを配置するための場所を選定中と米議員が明かす。
- 12月4日 広島県、弾道ミサイル着弾を想定した初の国民保護図上訓練を実施。

- 12月4日 日本周辺空域で空自と米空軍の戦闘機計8機が参加した模擬戦闘訓練を実施。
- 12月4日 米韓空軍、韓国上空で空中戦訓練を実施。DPRKの空からの侵入を防ぎ、ミサイル移動発射台や長距離砲を爆撃する訓練。8日まで。
- 12月4日 アダムズ米國務省報道官、DPRKが核計画を現段階で中止するだけでは不十分で、不可逆的に廃棄する計画を持って対話に臨むべきだと米政府系メディアに述べる。
- 12月5日付 政府、空自戦闘機に米ないしノルウェー製長距離巡航ミサイルを搭載するための調査費を来年度当初予算案に計上する方針を固める。
- 12月5日 フェルトマン国連事務次長(政治担当)がDPRKを訪問し李外相と会談。核ミサイル開発が主要議題の一つとなる見込み。8日まで。

沖縄

- 11月21日付 米軍辺野古弾薬庫に再開発計画。米海兵隊2014年作成の内部文書で判明。普天間移設を前提に「新任務」に対応。
- 11月21日付 ネラー米海兵隊総司令官、飲酒運転死亡事故を起こした在沖米海兵隊員に「深い同情」の意を示す。
- 11月21日 九州県議会議長会、自民本部へ重要課題10項目提言。普天間飛行場の「5年以内運用停止」など基地対策も盛り込む。
- 11月22日 沖縄弁護士会、琉球新報社説の再検討求め談話発表。米軍属女性暴行事件被告人の黙秘非難は「権利の軽視」と指摘。
- 11月23日 国頭村奥区、臨時区民総会。辺野古新基地建設用の石材運搬作業に関し、奥港使用反対を全会一致で可決。
- 11月24日 辺野古新基地予定地沿岸部の地形に一部「断層の落ち込み」。政府が答弁書を閣議決定。活断層の存在は否定。
- 11月25日 軍転協2017年度総会。宜野湾市長、普天間飛行場の「県外移設」要請に異

- 議。事務局と知事による文案調整で承認。
- 11月28日 沖縄県議会、米海兵隊員による飲酒死亡事故に抗議。海兵隊の県外・国外移転、遺族への迅速な補償を全会一致で要求。
- 11月29日付 米軍人タクシー強盗致傷事件(08年1月発生)、米政府が被害者へ146万円の見舞金及び加害者の免責を求める示談書を提示。被害者側、内容修正を申し入れ。
- 11月29日 米ジュゴン訴訟米側原告団、富川副知事と面談。米側先住民と沖縄県民の直面する課題の類似点を指摘。協働を確認。
- 11月29日 東村高江江区住民ら、米軍CH53ヘリ炎上事故を受け防衛省へ抗議。米軍北部訓練場の全ヘリパッド撤去を求める。
- 11月30日 沖縄戦被害国家賠償訴訟、控訴審判決。国の公権力行使に対する賠償責任認めず、住民側の控訴を棄却。
- 11月30日 在日米軍、飲酒規制を緩和。基地内での酒類購入・基地内外の自宅飲酒認める。飲酒運転死亡事故から10日。
- 12月1日 米軍属女性暴行殺人事件裁判員裁判判決。ケネス被告に無期懲役刑。那覇地裁、殺人罪を認定。
- 12月2日付 辺野古弾薬庫建て替え、年明けにも着工へ。日本政府が約20億円を負担。キャンプ・シュワブ内施設再編成の一環。
- 12月2日 翁長知事、初来県の河野外相と県庁で会談。辺野古新基地建設中止・地位協定改定など訴え。14項目の要請書を手渡す。
- 12月4日 米軍トリイ通信施設着陸帯でオスプレイが降下訓練。同着陸帯は物資輸送や緊急時に使用する「管理着陸帯」と区分。

今号の略語

CTBT=包括的核実験禁止条約
DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
LOW=警報即発射態勢
NPR=核態勢の見直し
NPT=核不拡散条約
TPNW=核兵器禁止条約
UJMJ=軍事司法統一法典

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dl.ny@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、山口大輔<yamaguchi@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

朝倉真知子、浅野美帆、有銘佑理、池田佳代、梅林宏道、清水春乃、田巻一彦、津留佐和子、中村和子、原三枝子、丸山淳一、山口大輔、湯浅一郎 (50音順)